

高萩市明るい街並み（防犯灯LED化）推進事業補助金について

自治会等が保有する防犯灯をLED化し、CO2の排出量と電気料金等の削減により、その維持管理経費を地域のコミュニティ活動に充てていただくことで地域の活性化を図ることを目的に平成29年度に創設しました。令和8年度より自治会等で管理するLED防犯灯1基につき最大2,400円を補助する維持管理補助金の新設に加え、既設のLED防犯灯の経年劣化による修理・交換についても補助の対象となりました。

1 防犯灯LED化のメリット

通常の蛍光管型防犯灯の1か月の電気料金は1灯当たり約420円ですが、同じ程度の明るさのLED（10VA）に変更すると、1灯当たり約175円となります。（令和8年3月時点）

また、蛍光管型は、2～3年に1回程度、蛍光管や自動点滅器の修繕・交換で1回につき5,000円程度の費用がかかります。

2 補助の対象となる防犯灯

- (1) 自治会等が管理するLED防犯灯（10VA以下のもの）
- (2) 付近の防犯灯その他の照明から概ね30mの距離がある箇所に設置するもの ※設置・交換補助金のみ

補助の内容

(A) 設置・交換補助金【拡充】

防犯灯をLED化するための設置・交換に要する費用の4分の3を基本補助とし、更に自治会等活動を実施した場合には、残りの4分の1を追加補助します。また、既存のLED防犯灯の故障により修繕を要する場合、費用の4分の3が補助となります。

※令和8年度より経年劣化による故障も補助の対象となりました。

(B) 維持管理補助金【新設】

LED防犯灯1基につき1,200円を基本補助とし、更に自治会等活動を実施した場合には、1,200円を追加補助します。



3 補助の条件及び割合

(1) 設置・交換補助

- ・基本補助：LED防犯灯を新設する場合及び既設の防犯灯を修理・交換する場合 4分の3
- ・追加補助：更に、自治会等が次に掲げるコミュニティ活動を実施した場合 4分の1
※既設のLED防犯灯を修理・交換する場合は追加は受けられません

(2) 維持管理補助（電気料金等）

- ・基本補助：LED防犯灯の電気料金を自治会等で支払っている場合 1,200円/基
- ・追加補助：更に、自治会等が次に掲げるコミュニティ活動を実施した場合 1,200円/基

○下記の追加補助に係るコミュニティ活動については、令和8年中または令和8年度中に係るものが対象です。

必須	いずれか1つ以上
総会、定例会、新年会、花見会、忘年会などの集まり(年1回以上)	○社会貢献活動(地域の草刈り、ゴミ拾い、海岸清掃など) ○防災・減災活動(防災訓練の参加など) ○その他の活動(地域の高齢者支援活動など)

4 概算払の仕組みについて

自治会等の設置工事を支援するため、設置・交換補助金については、概算払により交付することができます。補助金の概算払を受けようとするときは、高萩市明るい街並み（防犯灯LED化）推進事業補助金概算払交付請求書（様式第2号の2）に、添付書類（工事受注書）を添えて提出してください。

また、設置等工事が完了したときは、速やかに高萩市明るい街並み（防犯灯LED化）推進事業補助金精算書（様式第3号の2）に、領収書を添付して精算してください。

※同一の申請者に対し同一年度中に、概算払により交付することができる額は、10万円を上限といたします。

補助金の申請方法は裏面をご覧ください。

○お問い合わせ・申請のご提出先

高萩市役所 総務課 管財グループ（高萩市役所本庁舎3階）
電話 0293-23-2119（直通）